

芽室町災害廃棄物処理計画【ダイジェスト版】

■計画の目的

本計画は、今後発生が予測される災害において、災害後、災害規模や被災状況、災害廃棄物発生量などに対応した「災害廃棄物処理実行計画」を作成するなど、適正かつ円滑・迅速に廃棄物を処理するために必要な事項を整理したものである。

■計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」をもとに、「芽室町地域防災計画」、「芽室町一般廃棄物処理計画」、「北海道災害廃棄物処理計画」等の関連計画と整合を図りながら策定するものである。なお、本計画は、国の指針や地域防災計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

■想定される災害

本計画において想定する災害は、「水害」と「地震災害」とする。

■処理の基本方針

処理期間	可能な限り3年以内に処理を完了するよう努める。
再資源化・減量化	発災現場や仮置場での分別を徹底、可能な限り再資源化を図る。
既存施設の利用	平時に利用の廃棄物処理施設を最大限利用する。
公衆衛生の確保	町民等の健康被害や支障が生じないよう防疫対策等を実施する。
安全性の確保	有害廃棄物処理等に注意を図り、二次災害の発生を未然に防ぐ。

■災害廃棄物発生量の推計及び仮置場必要面積

想定災害	災害廃棄物発生推計量 (t)	仮置場必要面積 (ha)
十勝平野断層帯主部 (芽室直下)	58,400	2.0
十勝沖	4,500	0.2

※水害に係る災害廃棄物推計量は、水害による床上・床下浸水家屋数が未推計であること、今後、国・北海道が新たに推計指針等を示す予定であることから、別途推計する。

【参考】平成28年台風10号における仮置場の設置面積

被害地域	仮置場設置場所	設置面積 (ha)
芽室川沿い浸水地域	町有地 (ピウカ川沿い)	1.4

■災害発生前・発生直後に行う業務

大規模災害発生時には、全ての業務を同時に対応していくことは困難であることが想定されるため、災害廃棄物処理についても、業務内容の優先度を適切に判断しながら実施する。

実施する業務	災害発生前から災害発生後にかけて行う業務開始の目安				
	事前に実施	早急を実施	6時間以内	72時間以内	2週間以内
一次仮置場の選定・調整	一次仮置場の選定・調整				
情報収集及び記録		情報収集及び記録			
協力体制の構築		協力体制の構築			
住民への周知		住民への周知	住民への周知	住民への周知	住民への周知
し尿収集・処理			仮設トイレ設置(避難所)	し尿収集開始	
ごみの運搬方法			収集・運搬方法の決定		
ごみの収集・処理			分別・排出方法の広報	収集・運搬の開始	収集・運搬の継続実施(常時)
一次仮置場の設置・運営管理			仮置場の開設(迅速に)	仮置場の開設(迅速に)	仮置場の運営・管理(常時)
堆積土砂の排除・運搬			堆積土砂の排除・運搬	堆積土砂の排除・運搬	
被災地の消毒				被災地の消毒作業	被災地の消毒作業

■災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、本計画をもとに、環境省が策定する処理指針を基本として、処理の基本方針、災害廃棄物の推計量、処理方法、スケジュール等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を概ね1か月程度をめどに策定する。

なお、芽室町が甚大な被害により地方自治法に基づく事務の委託等を行い、北海道が災害廃棄物処理を行う場合は、委託を受けた災害廃棄物の処理に係る災害廃棄物処理実行計画を北海道が策定する

■災害廃棄物の処理対応

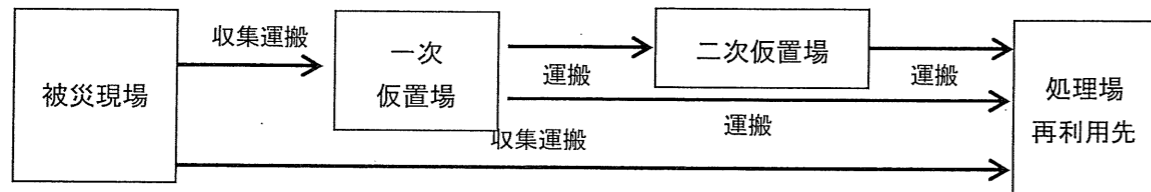
○仮置場の設置

災害により発生した廃棄物を再資源化・焼却処理・最終処分のための施設搬入を行うまでの間、一時的に仮置場を設置して保管し、受入先に合わせた中間処理を実施する。

○仮置場の選定

平時から可能な限り候補地を選定しておき、発災後に必要面積・収集運搬・処理先等の条件を考慮して選定する。基本的には町有地を利用するが、不足する場合は民有地の利用も検討する。

○収集・運搬



○分別・処理・再資源化

可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ることを基本とする。

○適正処理が困難な廃棄物等

災害廃棄物対策指針（環境省）などを参考に、収集・処理方式を決定し、優先的・早期に回収・保管・処分を行う。

○水害による廃棄物への対応

腐敗性のあるものは早期に優先的に処理を行う。土砂や泥が多く混入している場合があり、破碎・ふるい等の処理を行う。

■協力・支援体制

○他市町村及び関係団体等との協力・連携

芽室町地域防災計画に示す協定のうち、災害廃棄物処理において協力が見込まれる関係市町村及び民間事業者との協定に基づき協力を要請する。また、協定を締結していない他市町村からの支援が必要な場合や、公益社団法人北海道産業廃棄物協会への支援についても、必要に応じて北海道に要請する。

○北海道の協力・支援

被災状況により北海道を通じて他市町村や事業者団体、国に支援を要請する。また、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬・処理における技術的助言等を求めるほか、事務の委託の依頼、職員の派遣の依頼を行う。

○災害廃棄物処理に係る国の財政的支援

国（環境省）は「災害等廃棄物処理事業」にて市町村に対する財政上（災害廃棄物処理事業費補助金）の支援を行うことにより、早期の復旧・復興を図ることとしていることから、芽室町は、国や北海道と密接に連絡を取り、事務に支障のないよう対応する

■地域特性との対応方針

○廃棄物処理施設の処理可能量の不足

芽室町では、中間処理施設、最終処分を十勝圏複合事務組合による広域処理で実施している。そのため、十勝地方で発生する広域の地震被害では、構成市町村の災害廃棄物が一つの処理施設に殺到することが想定でき、処理可能量が大幅に不足するおそれがある。

このため、災害発生後は民間事業者や他の自治体との協力体制を構築して処理を行うよう努める。

○河川氾濫による水害時の対応

水害により被災する地域では、発災後に片づけごみが一時的に大量に排出される。このため、速やかに仮置場を設置して混合廃棄物や便乗ゴミの発生を防止できるよう、平時から仮置場候補地や分別区分等を検討しておく。また、土砂を含む廃棄物も発生する場合もあるが、これらは平時に取り扱う一般廃棄物とは性状が異なり、再資源化率を向上させるためには破碎選別等の処理が必要となるため、民間事業者も含めた連携体制の確保に努める。

○冬季対策

災害については、冬季に発生したり、廃棄物の処理が長期にわたり、冬季間においても処理を進める可能性がある。冬季には、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難になる場合が想定される。このため、大型テントの設置や防雪シートの利用などの冬季対策を検討する。